平成２６年（フ）第８０２７号
東京都世田谷区北烏山８丁目13―23―301
債務者　澤村　佳男
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０２８号
東京都杉並区荻窪４丁目21―11　三吉ビル
債務者　片倉　　大
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０３１号
東京都新宿区百人町１丁目４―27　小峰荘１棟201
債務者　田上都美子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０３４号
埼玉県草加市氷川町33―７―103
債務者　湯浅剣士郎
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０３７号
東京都荒川区荒川８丁目６―３―101
債務者　森山久美絵
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０４１号
千葉県八街市八街に132―20―201
債務者　野澤　　茂
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０４４号
東京都大田区西蒲田６丁目５―11
債務者　中村　俊幸
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０４５号
東京都豊島区長崎６丁目37―７―105
債務者　中間　貞美
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２５０号
東京都品川区北品川３丁目６―26　及川清方
債務者　八木　弘美
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９１８号
東京都港区台場１丁目１―２―1904
債務者　坂本眞知子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８７号
横浜市神奈川区新浦島町２丁目２番地１215号
債務者　井口　尚子（旧姓下倉）
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８０１２号
東京都国分寺市西恋ヶ窪１丁目15―６　竹田荘７
債務者　柳下　元久
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０４０号
東京都世田谷区用賀１丁目２―10―３Ｂ
債務者　中谷　綾子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４４号
兵庫県朝来市和田山町宮田892番地
破産者　後藤建設株式会社
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
群馬県高崎市宮元町102番地
破産者　株式会社鳥忠
1　決定年月日　平成26年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２００号
静岡県富士宮市上柚野727番地
破産者　株式会社伊藤重機
1　決定年月日　平成26年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部